

## “SAP Workshop”参加規約

この参加規約（以下「本規約」）は、ソニー株式会社（以下「ソニー」）が主催し参加者（以下「参加者」）が参加する「SAP Workshop」と総称する交流の場（テーマトーク、アイデアソン等を含むがこれに限られない）（以下「SAP Workshop」）に関する諸条件を定めるものです。

SAP Workshop への参加に当たっては本規約に同意いただく必要があります。ソニーが別途定める SAP Workshop への参加申込完了をもって本規約にご同意いただいたものとさせていただきます。

### （参加規約）

本規約は、(a)本規約に定める諸条件、(b)SAP Workshop への参加中、随時提供される各種運営規定、規則およびポリシーによって構成されます。

### （参加条件、禁止事項）

- (1) SAP Workshop への参加申請時点及び SAP Workshop の期間中、参加者は以下を満たす必要があります。
  - ・ 18歳以上、または大学1年生以上であること
- (2) SAP Workshop の期間中、参加者は以下の行為をしてはならないものとします。
  - ・ 公序良俗、法令に反する行為
  - ・ 他の参加者もしくは第三者を誹謗、中傷、または不利益を与える行為
  - ・ SAP Workshop の運営を妨害する行為
  - ・ ソニーが承認していない営業行為
  - ・ その他、ソニーが不適切と判断する行為

### （秘密保持義務の不存在）

参加者は、SAP Workshop において、ソニー、参加者を含むこれに関わるあらゆる個人が、参加者と秘密保持契約を締結せず、秘密保持義務を参加者に対して負わないことを確認します。

### （テーマ、アイデアに関する非権利行使）

参加者は、SAP Workshop にて議論されるテーマやアイデアを自由に利用できるものとし、また、ソニー、または SAP Workshop に関わるあらゆる個人がこれを同様に自由に利用することを妨げないものとします。

### (広告宣伝)

参加者は、ソニーが SAP Workshop に関して、ソニーグループ内、または、一般向けに広告宣伝を行い、その内容が公表されうること、及び、次条に定める参加者の個人情報の一部がその目的に利用されうることを予め了解するものとします。本規約において「ソニーグループ」とは、ソニー、及び、ソニーが直接または間接に議決権付株式または持分の過半数を保有する会社を指すものとします。

### (個人情報)

参加者は、以下の個人情報の提供と使用に関して同意するものとします。

- 1) 個人情報を収集するソニーグループ会社：ソニー株式会社
- 2) 個人情報を使用する法人：ソニー株式会社
- 3) 収集する個人情報の範囲：
  1. 名前
  2. E-mail アドレス
  3. 法人/組織名 (所属する場合のみ)
  4. 上記法人/組織における肩書 (ある場合のみ)
- 4) 個人情報の使用目的： 同意した参加者への今後のイベントの開催案内送付のため
- 5) 個人情報の提供：

個人情報の提出は参加者の義務です。個人情報を提出しなかった場合、SAP Workshop への参加が承認されません。
- 6) 参加者が提出した個人情報の個人によるコントロールの権利  
ソニーは、参加者から提供された個人情報に関する開示等を求められた場合、参加者本人であることの確認後、参加者本人が提供した個人情報の内容確認、修正及び更新、削除、また利用及び開示に関する、同意の一部あるいは全部の撤回について合理的な範囲で速やかに応じます。
- 7) 個人情報に関する開示、訂正 (追加・削除)、利用停止、利用目的の通知依頼、及び苦情・相談のお申し出窓口  
住所：〒108-0075 東京都港区港南 1-7-1  
窓口：ソニー株式会社 人事部門 PIM 推進室
- 8) ソニーグループプライバシーポリシー本文については下記をご参照ください。

<http://www.sony.co.jp/privacy/index.html>

### (本規約の終了)

SAP Workshop はソニーが主催する任意の交流の場であり、ソニーはいつでもその判断で、また、理由を問わず、参加者の資格を停止し、または本規約を終了させることができるものとします。ソニーは、当該停止または終了につき、参加者に対して何らの責任も負わな

いものとしてします。

(準拠法、裁判管轄)

本規約の準拠法は日本法とします。ソニー及び参加者は、本規約から生じる紛争に関し、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとしてします。

(その他)

- (1) 本規約は、SAP Workshop に関する参加者とソニーとの完全なる合意を構成し、口頭または書面によるものを問わず、両当事者間の本規約に定める事項に関する事前の合意、表明および了解に優先するものとしてします。
- (2) 管轄権を有する裁判所の判断により、本規約のいずれかの条項が無効、違法、または法的拘束力を有しないと判断された場合、当該条項は本規約の当初の意図を可能な限り反映させた内容に解釈され、当該条項以外の規定は引き続き当事者間で有効かつ法的拘束力を有するものとしてします。
- (3) ソニーによる本規約上の権利の不行使があった場合でも、ソニーが書面によって同意しない限り、当該権利の放棄を構成しないものとしてします。
- (4) 参加者は、ソニーの書面による事前の承認なくして、本規約から生じる自己の権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡または第三者に対して再許諾を行ってならないものとしてします。なお、ソニーは参加者に通知を行うことなく、本規約ならびに本規約の当事者としての地位、権利および義務を第三者に譲渡することが出来るものとしてします。
- (5) 参加者は、ソニーの名において又はソニーの代理人として、如何なる法律行為をも為す権利を有さないものとしてします。また、参加者は、ソニーの見解又はソニーの行為と受け取られる若しくはそのおそれのある発言、行為を行ってはならないものとしてします。

上記確認し、同意いたします。

---

氏名:

日付: